



エコ・そうか

■ 人と自然が共に生きるまち そうか ■

10/20

2006/平成18年

発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550

草加市高砂1-1-1

環境政策担当 ☎922-1519

公害対策担当 ☎922-1520

エコライフ はじめましょう!! ・・・草加 わが家の環境宣言・・・

家族でエコライフをはじめませんか？

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化。今、環境問題は地球規模になっています。それに対して日々の生活の中で私たちができることは小さなもの。しかし、日常生活が環境問題に深く関わっていることを家族で話し合い、環境に負荷の少ない生活に取り組み、この輪を広げてゆけば大きな力となります。

家族で、身近なエコライフ、はじめましょう!!



はじめに環境宣言しよう!!

「草加 わが家の環境宣言ファミリー」に登録していただきます。エコライフのための行動項目（具体的な実践内容）と家族の役割を決め、「草加 わが家の環境宣言」申込書を事務局（市役所環境課）に提出します。

わが家でエコライフ開始

宣言した行動項目の評価とエネルギー等の使用量を記録します。

認定審査

3ヶ月間の記録を事務局に提出し、草加市環境共生都市宣言推進委員会の審査を受けます。

認定

認定審査をクリアーしたファミリーに、認定証を交付します。

定期見直し

1年間の活動を、記録等をもとに振り返ります。

レベルアップ

振り返った結果から、新たな行動項目に挑戦していきます。

「草加 わが家の環境宣言」は、まずはじめに、あらかじめ設定されている行動項目すべてについて、現状を評価します。その中からあまりできていない行動項目と自由にチャレンジする「自由項目」を5項目以上選択し、それにそってエコライフします。選択した項目の実践状況について一週間ごとに自己評価し、3ヶ月分の評価結果を事務局に提出します。それを草加市環境共生都市宣言推進委員会が審査し、環境に優しい生活をしていると認められると認定証が交付されます。環境は未来へと引き継がれる大きな財産です。環境について家族で考え行動し、良好な環境を形成しましょう。また、「草加 わが家の環境宣言」に参加しなくても、行動項目をいくつか実践するだけで大きく環境を保護できます。一度、体験してみたいはいかがでしょうか。

内 容

- 草加 わが家の環境宣言の紹介
- 草加市環境基本計画の実施と進捗状況の報告
- 生きもののふれあいフェスタ
- 「そうかの自然」観察ガイド紹介
- ハト等の野鳥にエサをあげないで!
- 草加市の環境負荷低減のための補助制度
- カラスの被害を防ぐために
- 外来生物の飼育等に注意!

「草加 わが家の環境宣言」の取り組みをまとめた冊子「草加 わが家の環境宣言 エンジョイ! 楽々エコライフ」は環境課で配布しています。なお、この冊子は草加市環境共生都市宣言推進委員会と市が協働で作成したものです。また、ホームページからダウンロードできます。（草加市ホームページ→暮らしのガイド「環境」→「環境保全・取り組み」→「草加わが家の環境宣言 エンジョイ! 楽々エコライフ」）

草加市ホームページ

<http://www.city.soka.saitama.jp>

草加市環境基本計画の取組み状況

草加市では、「人と自然が共に生きるまち そうか」をめざして平成11年に「環境共生都市」を宣言しました。この宣言の実現に向けての基本的な考え方を示す「草加市環境基本条例」を制定し、この宣言と条例を具体的にする「草加市環境基本計画」を策定しています。平成17年には、分かりやすく取組みやすいように見直しを行い、市民、事業者、行政（市）の三者で計画を推進しています。

この草加市環境基本計画について、平成17年度の取組み状況をお知らせします。

☆環境基本計画の概要

目的

市民、事業者、行政にとって、共通の目標となる環境の将来像「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し計画を策定しました。

取組み主体

今日の環境問題を解決し、私たち、そして次世代にとって快適な生活がおくれる「環境にやさしいまち」をつくるために、市民、事業者、行政の三者で協働して取組みます。

環境基本計画体系図



取組み期間

計画の目標期間は、草加市の他の計画（「草加市総合振興計画」や「草加市都市計画マスタープラン」、「草加市緑の計画」等）と一致するように、平成27年（2015年）までとしています。

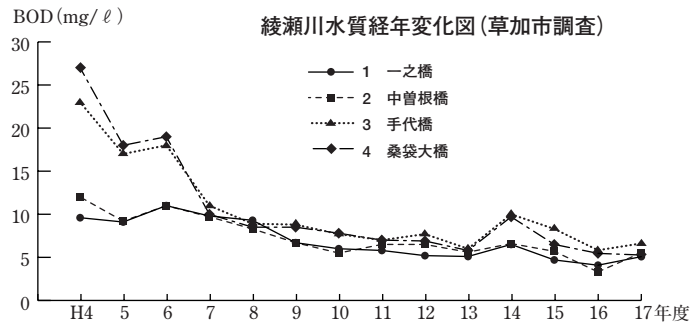
水環境の改善

河川水質汚濁の現況

本市には、綾瀬川、伝右川、辰井川、古綾瀬川、葛西用水、谷古田用水等の河川や用水路があり、中川、毛長川が市域で接しています。これらの河川は、山系等の水源がなく、農業用の排水や工場排水、生活排水、雨水が水源となっており、農業用水が入らない非かんがい期には、水量も少なく水質も悪化します。これらの河川の中で市内の中心を南北に流れている一級河川の綾瀬川には環境基準値が設定されており、BODが5mg/ℓとなっています。平成17年度桑袋大橋におけるBOD年平均值は5.2mg/ℓと環境基準値に確実に近づいてきています。そして、荒川から綾瀬川へ浄化用水を導入する事業については、昨年2月から本格通水が始まり、水質浄化作用の他、水量が減る非かんがい期、さらには下水道が普及したことによって減った水量を確保する役割も担っています。

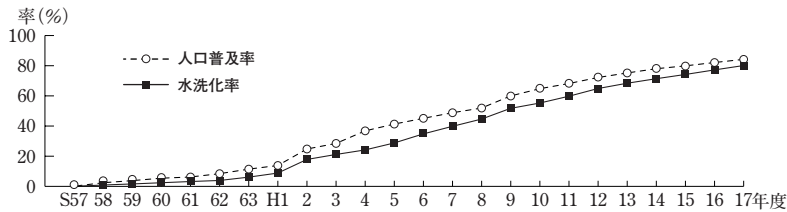
また、本年4月からは新たに古綾瀬川にも、環境基準(BOD8mg/ℓ)が設定されました。

今後これらの環境基準を達成し、維持するためには生活排水対策の推進等さらに努力する必要があります。



公共下水道の普及促進

公共下水道の人口普及率は、平成17年度末84.0%で、その水洗化率は79.9%でした。これまでの経年変化は、図のとおりです。



綾瀬川流域自治体との協力による浄化対策

国、県、流域自治体等で構成する「綾瀬川流域清流ルネッサンスⅡ地域協議会」、主に下流域の自治体で構成する「綾瀬川浄化対策協議会」等により、浄化に向けた取り組みを進めています。

特に綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会では、2010年を目標年として策定した綾瀬川清流ルネッサンスⅡ行動計画について、平成17年度は中間年であることから見直しを行い、通年でBOD目標値5mg/ℓ以下を満足するよう、また新たに水質目標として透視度50cm以上を設定しました。この行動計画では、水質改善施策に加え、生物の生息環境の保全、周辺環境の整備などの施策を総合的に推進しています。

河川の清掃活動、啓発活動等

綾瀬川の水質浄化対策の一環として、地域町会等の積極的な協力のもと綾瀬川流域の清掃（綾瀬川流域クリーン大作戦）を行っています。また、Eボートによる水上探検など川に親しみを抱いてもらう「綾瀬川再生21事業」や「みんなで水質調査」、「エコクッキング教室」、「綾瀬川源流ウォッチング」等の河川浄化意識の向上を目指した啓発活動等を実施しています。

身近な自然の保全と創造

市内に残されている樹林や農地、河川、水路などの自然環境は、生物が生息する空間であるとともに、市民が身近に自然とふれあえる場です。このため農地、河川、水路等を活用し保全・創出を図りつつ、自然と共生するまちづくりを推進しています。

自然観察レポーター

市内在住の自然観察レポーターからの自然観察レポートをまとめた「自然観察レポーターだより」を毎月1回発行し、自然観察に活用してもらうため市内の小・中学校等に配布しました。

ホタル・トンボの里づくり

良好な水辺環境のシンボルとしてホタルを取り上げ、体験学習として柿木地区農業用水路に、川柳小学校の児童84人がホタルの幼虫を放流しました。

市内の小学校6校で、プールに住むヤゴ（トンボの幼虫）を救出し、トンボに羽化させる「ヤゴ救出作戦」を723人の児童の参加を得て実施しました。

ビオトープは身近な自然

生物の生息空間（ビオトープ）を守り、復元・創出し、それぞれをネットワーク化させることは、地域に豊かな自然を取り戻す有効な手法です。こうした取り組みをとおして生み出される野生の生物があふれる豊かな地域環境は、

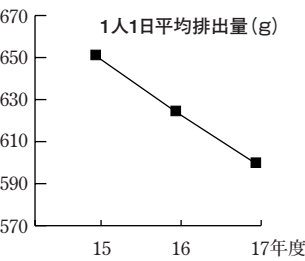
かけがえのない財産となります。

新栄町の綾瀬川沿いには、新栄中学校の生徒が中心となり、綾瀬川バードサンクチュアリの隣接地にビオトープをつくり、昆虫や植物の研究に役立てているほか、平成11年以降毎年1校ずつ学校ビオトープを整備してきました。平成17年度は、西町小学校の児童と保護者の参加を得ながら学校ビオトープを設置しました。



西町小学校ビオトープ

環境への負荷の少ない循環型社会の構築



廃棄物の現況

ごみ処理問題の解決には、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄に基づいた経済活動や私たちの市民生活を見直すことが必要です。

本市では、ごみの減量化と資源の再資源化を目的に、全市域でビンや缶を分別収集したり、古紙回収等の奨励金制

度により、資源回収を推進し、ごみの減量と分別に関する普及啓発などを行ってきました。また、今年7月にはペットボトルの分別回収も始まっています。

このような取組みの中で、市民1人当たりのごみ排出量が減少してきています。平成17年度の市民1人当たりのごみ排出量は、603.5gです。

地球環境の保全

地球環境問題の状況

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は、その影響が世界規模の空間的広がりや次世代への時間的広がり及びのが特徴です。特に、『地球温暖化』は、世界的に異常気象をひきおこし、海面の上昇や食糧生産等に悪影響を与えるといわれ、その対策が急務となっています。『地球温暖化』の原因は、事業活動や人の生活のなかで、化石燃料などを燃焼させるときに出る排ガスに含まれる二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスです。

国は、1997年の「地球温暖化防止京都会議」でCO2などの総排出量を1990年レベルから6%削減するという「国際公約」をし、平成16年2月16日に京都議定書が発効しました。

地球温暖化を防ぐためには、事業活動やライフスタイルを省資源・省エネルギー型に変え、温室効果ガスの排出量を減らすことが必要です。

私たちは、今、『地球市民』の一員として、地球温暖化をはじめとする環境問題に対し、一人ひとりが電気や燃料、水などの消費抑制やリサイクル等に取り組むことが求められています。

市では、平成12年度に「草加市環境にやさしい庁内率先実行計画」を策定し、環境保全の推進と環境負荷の低減を推進してきましたが、さらに平成16年3月に国際規格であるISO14001の認証を取得し、事業の進行管理の徹底、効率化と経費の削減などに努めています。

環境共生都市宣言の推進

草加市環境基本計画に基づく事業者や市民の実践行動や環境共生都市宣言を推進するため、「草加市環境共生都市推進委員会」と共催で、講演会や事業者、市民団体の環境への取組みの発表などを行う環境共生都市宣言推進事業を実施しています。

平成17年度は、講師に藤田弓子氏を招き「いつも何かにときめいてい

よう～身近な環境・自然」の講演や草加市ガールスカウト連絡協議会の環境活動報告、環境にやさしい取り組みの紹介等を行い、約410人の市民が参加しました。

また、環境基本計画の市民による取り組みを進めるため、草加市環境共生都市宣言推進委員会と協働で、家庭版の環境ISO「草加 わが家の環境宣言」を作成しました。

環境にやさしい庁内率先実行計画

環境基本計画の推進及び地球温暖化防止対策の一環として、市自らが環境にやさしい事業所を目指して「環境にやさしい庁内率先実行計画」に基づく実践行動を実施しました。

平成17年度は、平成12年度を基準として、二酸化炭素換算506トンの削減を目標としていましたが、213.8トンの削減（－1.9%）となりました。

ISO14001の運用管理

平成16年3月に認証を取得したISO14001により、平成17年度の計画策定、実施、実施結果等の点検、市長による見直しというPDCAサイクルによる運用を行いました。平成18年2月に第2回の定期審査及び規格改定に伴う移行審査を受け、規格に則って運用されていることが審査登録機関により確認されました。

環境負荷低減のための市民への補助制度

環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向け、太陽光発電システム、雨水貯留施設の設置及び屋上緑化施設設置に対し補助を行っています。平成17年度は、太陽光発電システム設置に対し87件、雨水貯留施設設置に対し10件、屋上緑化施設設置に対し2件を補助しました。

環境学習の推進

自然観察教室

谷塚西公民館との共催で小学4年生以上を対象に、毛長川と日高市内の高麗川において川の汚れや生物の生息状況を調査する夏休み子ども自然観察教室を、延べ58人の参加を得て実施しました。

○草加市環境基本計画達成目標(平成17年度設定)に対する年度実績

：目標値達成

	環 境 指 標	平成15年度 (参 考)	平成16年度 (参 考)	平成17年度	目標値 (平成27年度)
水環境の改善	河川の水質(BOD75値)				
	綾瀬川(中曽根橋)	6.5mg/ℓ	5.3mg/ℓ	7.0mg/ℓ	5.0mg/ℓ
	綾瀬川(手代橋)	12.0mg/ℓ	5.6mg/ℓ	7.0mg/ℓ	5.0mg/ℓ
	古綾瀬川(綾瀬川合流点前)	12.0mg/ℓ	8.5mg/ℓ	8.9mg/ℓ	10.0mg/ℓ
	伝右川(伝右橋)	8.8mg/ℓ	6.7mg/ℓ	8.5mg/ℓ	8.0mg/ℓ
	毛長川(鶯宮橋)	7.6mg/ℓ	5.5mg/ℓ	4.8mg/ℓ	7.0mg/ℓ
	辰井川(上町境橋)	22.0mg/ℓ	17.0mg/ℓ	22.0mg/ℓ	10.0mg/ℓ
	公共下水道普及率	79.7%	81.9%	84.0%	100%
身近な自然の保全と創造	多自然型護岸の河川延長	4.5km	4.7km	4.9km	7.0km
	水環境モニターの調査による河川環境改善割合	平成16年12月創設	—	26.9%	90%
	ビオトープの整備状況	17箇所 (学校12箇所、他5箇所)	18箇所 (学校13箇所、他5箇所)	19箇所 (学校14箇所、他5箇所)	39箇所 (学校33箇所、他6箇所) (累計)
	市域面積に対する緑地の割合	9.8%	9.8%	9.8%	11.6%
環境への負荷の少ない循環型社会の構築	市民1人当たりの都市公園面積	1.59m ² /人	1.59m ² /人	1.61m ² /人	3.7m ² /人
	市民1人当たりの可燃ごみの排出量	651.8g/人・日	623.8g/人・日	603.5g/人・日	550g/人・日
	資源化率（ビン・カン・古紙類等）	14.9%	14.4%	16.3%	20.8%
	グリーンコンシューマーを意識してマイバックを使用している人の割合	22.5%	—	—	30.0%
	太陽光発電システムの年間発電量	524,844kW(累計)	697,960kW(累計)	1,013,710kW(累計)	1,000,000kW(累計)
	大気環境(浮遊粒子状物質)の環境基準達成率	66.7%	100%	100%	100%
	保有車の低公害車の割合(市役所)	12.0%	12.7%	12.7%	50%(特殊用途車を除く)
	ダイオキシン類の環境基準達成割合	86%	100%	81.8%	100%
地球環境の保全	市民一人当たりの年間CO2排出量				
	電気使用量からみた年間CO2排出量	211.9kg	212.2kg	216.3kg	171.7kg
	ガス使用量からみた年間CO2排出量	97.1kg	104.9kg	114.3kg	85.8kg
	水道使用量からみた年間CO2排出量	15.3kg	15.4kg	15.3kg	14.5kg
	環境に配慮した市民団体の数	61団体	63団体	67団体	70団体
	環境マネジメントシステム(ISO14001)によるCO2削減率(市役所)	平成17年度 総排出量基準	—	10,801.4トン(基準値)	6%
	地球環境に関するフォーラム等の参加者数	1,800人	2,500人	3,171人	8,000人(累計)
環境学習の推進	環境分野で活躍している市民リーダー数	46人	62人	74人	300人(累計)
	環境体験型学習参加者数	879人	1,107人	1,340人	2,500人(累計)

市民環境講座

環境問題についての基礎知識を身につけて、地域、職場などにおいて環境保全に積極的な役割を果たせる人材を養成するため、勤労福祉会館で、全5回の市民環境講座を開催し、延べ74人の市民が参加しました。

子ども環境サミット

次世代を担う子どもたちに環境問題に関心を持ち環境保全に積極的に関わってもらうことを目的に子ども環境サミットを平成17年8月4日に開催し、私たちを取りまく環境問題について、獨協大学などの大学生による発表やワークショップ、小中学校の児童・生徒による研究事例発表などが行われ、261人が参加しました。



子ども環境サミット

学校給食用牛乳パック再資源化事業

地球環境問題の取組みの一環として、市内全小中学校を対象に給食用牛乳パックを回収してトイレトロールに再生する再資源化事業を実施し、児童・生徒に対する生きた環境教育の推進に努めました。この結果、市内の製紙工場と牛乳メーカーの協力で22,884個のトイレトロールと交換し、回収量に応じて各学校に配分しました。

生きものふれあいフェスタ

自然とふれあう機会の少なくなった子どもたちに生きものとふれあう機会を提供し、自然環境の大切さを学ぶことを目的に、柿木公民館と近くの田んぼで131人の参加者を得て「生きものふれあいフェスタ」を実施しました。



「そうかの自然」観察ガイド

草加の自然を守り育てるために、まずは身近な自然に目を向け、草加の自然を見つめなおしてはいかがでしょう。意外な発見があるかもしれません。フィールドへ出かけるときは、A5版のサイズで持ち歩きに便利な「そうかの自然」を是非ご活用ください。
1冊：800円 市役所2階 情報コーナーにて好評発売中



ハト等の野鳥にエサをあげないで！

最近、ふん害や鳴き声、アレルギーなどに対する被害や苦情が増えています。

ハト等の野鳥にエサを与えると、野鳥が自分で生きる力を無くしてしまうだけでなく、エサを与えることにより個体数が増加します。これ以上放置すると公園や駅・住居がフンや羽毛で汚れ、不衛生になりますので、エサを絶対に与えないでください。

カラスの被害を防ぐために

●カラスが増えた原因

カラスが増えた原因は生ゴミなどのエサが豊富にあり、街路樹や電柱など巣づくりできる環境が整っていることがあげられます。また、天敵となるタカ等がない都会の環境に順応しながら増加したと考えられます。

●人への威嚇・攻撃を防ぐ

カラスが人への威嚇・攻撃を行うのは主に繁殖期(4月～6月ごろ)で、ヒナを守ろうとするための行動です。人に向かって大声で鳴いたり、鳴きながらぐるぐる周りを飛んだり、木をついたり小枝を折ったりする行動は、近くにカラスの巣がある証拠です。巣の近くは通らず迂回するか、通るときは帽子や傘等でカラスの攻撃を防いでください。

●カラスの食べ物を減らす

カラスが増えた原因は生ゴミです。食品のムダや食べ残しを少なくし、生ゴミを減らしましょう。

生ゴミはカラスの見えないように工夫し、防鳥ネット等をかけましょう。

また、ハトやカモなどにエサを与えますと、残りのエサをカラスが狙ってしまいますので、与えないでください。

市では、集積所でゴミにかける防鳥ネット(2m×3m)を貸し出ししています。

環境業務センター(青柳6-23-3 ☎931-3972)または、市役所2階環境課でお渡しできます。

●巣を作らせない

都会のカラスの巣作りに使われる材料は、ほとんどが物干しなどに使う針金ハンガーです。針金ハンガーを物干し場に放置したりせず、持っていけないようにしましょう。

●巣を撤去する

自分の所有地で、人が生活する場所の近くに巣を作り始めたら、卵を産む前に巣を撤去してしまいましょう。自分で取れない時は業者に依頼してください。

また、他の施設に巣を作っていたら、その施設の管理者に相談してください。

外来生物の飼育等に注意！

平成17年6月1日から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法)が施行されています。

外来生物とは、もともとその地域にはいなかったが人間活動によって他の地域からはいつてきた生物のことです。外来生物の中には、農産物や家畜、ペットなど、私たちの生活に欠かせない生物もありますが、生態系や農林水産業、人の生命・身体に悪影響を与えるものもあります。

外来生物法では、環境に悪影響を与えるもの、おそれがあるものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを規制しています。

詳細は、環境省関東地方環境事務所(さいたま新都心内 ☎048-600-0516)へお問い合わせください。

特定外来生物のリスト

哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、ジャワマンゲース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジロ、タイワンハブ
両生類	オオヒキガエル、キューバツツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンバイク、マスキーバイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプバス、ヨーロピアンパーチ、バイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
クモ・サソリ類	アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソスケレス・レクルサ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・ガウコ、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジウサンボンゴケグモ、クロゴケグモ、キョクトウサソリ科
甲殻類	アスタクス属、ケラクス属、モクスガニ(モクスガニを除く)属、ウチダザリガニ、ラストークレイフィッシュ
昆虫類	テナガコガネ(ヤンバルテナガコガネを除く)属、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
軟体動物等	カワビバリカイ属、クワッカカイ、カワホトギスカイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハングソンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ(パロットフェザー)、スバルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アゾラ・クリスタータ

平成18年2月1日現在

テレビの電波受信障害

電波障害 Q & A

Q：最近テレビの写りが悪いのですが？

A：お客様の電波受信が屋根上のアンテナか、またはケーブルテレビかにより、次のとおり対応が異なります。

*屋根上等にアンテナ設置の場合	→ 電器会社を呼び、修繕等で対応してください。
*ケーブルテレビ設置 加入の場合	→ ご加入のケーブルテレビ会社に電話連絡してください。
" 会社名が不明	→ 原則的にケーブル敷設は近隣と同一の場合が多いので、ご近所に受信障害の有無や会社名を問い合わせた後、ケーブルテレビ会社に電話連絡してください。
" 外環自動車道による障害	→ 関東ケーブルテレビジョン(☎048-267-1200)に問い合わせてください。
" 送電用鉄塔による障害	→ テブコケーブルテレビ(☎920-5770)に問い合わせてください。
" アコスビルによる障害	→ アコス(☎922-7000)に問い合わせてください。
" マンションによる障害	→ 直接マンションの管理事務所に問い合わせてください。
*電波障害の問い合わせ先	→ 受信障害の窓口としては、関東総合通信局(☎03-5220-5690)までお問い合わせください。

Q：NHKテレビの写りが悪いのですが？

A NHK受信料の支払い明細書に記載してある電話番号にお問い合わせください。

Q：平成23年(2011年)7月24日で地上アナログ放送は終了となりますが、今使っているテレビは使えますか？

A：専用アンテナとテレビ1台につき1台の専用チューナー(テレビ内蔵型は不要)を設置すれば視聴することができます。

*ケーブルテレビをご利用の場合	→ 視聴する場合は、ご加入または最寄りのケーブルテレビ会社にお問い合わせください。
*地上波デジタルのお問い合わせやご相談	→ 総務省 地デジコールセンター(☎0570-07-0101)までお問い合わせください。 平日9時～21時・土日祝祭日9時～18時